

新温泉町農業委員会会議録

令和6年第4回

令和6年3月27日

新温泉町農業委員会

令和6年3月27日（水）第4回新温泉町農業委員会総会をサンシーホール浜坂に会長が招集した。

会議に出席した委員

代理 田中 充 1番 宮脇恵美子 2番 池成 昇 3番 田村 永之
4番 谷口 宏介 5番 中村 邦男 6番 寺谷 展久 7番 山根 一洋
8番 岸根 利幸 9番 橋本 哲次

会議に出席した農地利用最適化推進委員

澤田 俊之 谷口 博文 平田 慶治 中野 秀男 坂本 隆子

会議に出席しなかった委員

なし

議事・説明に関係した職員

農業委員会事務局 局長 原 憲一 係長 川崎 晴人

令和6年第4回新温泉町農業委員会総会

日 時 令和6年3月27日（水）

10:02～12:27

場 所 サンシーホール浜坂 2階研修室

○小谷議長 改めまして、おはようございます。

まず、昨日の現地確認については、気温の低く、また、冷たい雨、きつい風という中、昨日は特に件数もたくさんありました。本日の天候が昨日であれば、安心して行ってもおられたんでしょうけども、お疲れさまでした。春の天候は続きません。近年は、3月下旬は通常桜が開花情報になるんですが、今年はないようです。

今日、皆さんのほうにチラシをお配りしているんですけども、地域計画のチラシの分です。兵庫県は農業者の人口が、約47%が70歳以上ということで、2025年、来年には、団塊の世代は75歳以上の方ですが、超高齢化社会となるようです。10年後、あなたたちの暮らす地域に生きた田畑は残っていますかとして、農地と村を守るために、全ての農業地域において話し合い、地域農業の未来地図を作ることを勧められています。来年、7年の2月には農林業センサスが行われます。新温泉町のほうも人口減、農業者減も大きく心配されます。今回、チラシは少しですが、春先になれば農作業の関係で多くの方と接することがあると思います。チラシを何かのために役立てていただきたいということで、今回、改めてまたお送りしております。

春になったら、また忙しくなります。農作業だけが等のないよう、無事終えていただきたいと思います。

本日の総会、時間を要すると思われませんが、適切な判断で、適切な進行をよろしく願います。

それでは皆さんおそろいですので、令和6年第4回農業委員会総会を始めさせていただきます。

今期は、権利移動案件4件、意見決定案件6件、許可申達案件4件の御審議をお願いするものであります。適切妥当なる御決定を賜りますようお願いいたします。

本日の欠席はゼロで、全員が出席です。11名です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

続きまして、日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員は、会議規則第17条に従い、田中充代理、7番、山根一洋委員を指名いたします。

続きまして、3ページです。日程第3、諸報告です。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より朗読説明を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） 議案の3ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご報告いたします。

申請番号1、【報告内容説明】

○小谷議長 朗読説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、お願いします。

○中野推進委員 ちょっと教えてください。

○小谷議長 中野委員。

○中野推進委員 相続は、これ全部、いわゆる必要な手続、農業委員会に申請の必要なものになるんですか。登記には許可証なんかは必要ないですもんね。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 農地の相続につきましては、農地法の規定により相続が終わった後に届け出ていただくということでございまして、今回はその届出に基づきまして、届出がありましたので、ここに報告をさせていただきます。

○小谷議長 よろしいですね。

○中野推進委員 相続は自然になるように思っておりますけど。登記には、所有権移転には許可証は必要ないですもんね。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 相続で農地を取得した場合には、許可は要りません。この手続によって届け出ていただくということになっております。

○中野推進委員 ありがとうございました。

○小谷議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 質疑がないようですので、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について終わります。

続きまして、4ページ、議案第7号、非農地証明願承認についてを議題とします。

事務局の朗読説明を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） 4ページをお願いいたします。議案第7号、非農地証明願が次のとおり提出されたので、認否の意見を求めます。

申請番号1、【議案内容説明】

申請番号2、【議案内容説明】

申請番号3、【議案内容説明】

続きまして、5ページをお願いいたします。

申請番号4、【議案内容説明】

続きまして、申請番号5、【議案内容説明】

続きまして、6ページをお願いいたします。申請番号6、【議案内容説明】

以上でございます。

○小谷議長 事務局、説明終わりました。

本案は現地確認を実施しておりますので、現地確認委員の報告を求めます。

関連していますので、番号1から3、次に、番号4から6の2つに分けて、まとめて報告していただきたいと思います。

まず、1から3について、7番、山根委員。

○山根委員 7番、山根です。現地調査の報告をさせていただきます。

まず、7の1についてですが、調査日時は3月26日火曜日、13時52分から14時02分までとなっております。調査委員ですが、田中代理並びに私、それから、事務局の川崎さん、担当としまして谷口委員さん、それから谷口推進委員の5名であります。立会人ですが、申請人の代理人2人であります。

資料のほうですが、審議資料の1から16ページを御覧いただきたいと思います。

1についてですが、2ページを御覧いただきまして、正法庵橋から町道七釜正法庵線を南に100メートルほど行ったところに接続する町道藤尾正法庵線を東に約170メートルほど行ったところが今回の申請位置となっております。台帳地目は後日、全てが畑となっておりますけども、現況は、4ページを御覧いただき、4ページの写真のとおり、山林となっております。杉が植林されており、相当の年数がたっているものと思われます。付近一帯がこのような状況になっております。特段問題はないのかなと思います。境界については、ここは遺跡調査区域でありますので、境界ははっきりしております。

続きまして、7の2についてですが、先ほどの1番から少し西へ行ったところ、資料としましては17ページから20ページにかけてでございます。20ページの写真を御覧いただきたいと思います。現地のほう、一部が道路に付属する側溝となっております。その前後も同じように側溝にはなっておりますが、この部分だけが未登記のまま残されておったということで、今回その部分を分筆して、登記するために地目変更をかけたいという

ことの方で証明願を出されているということです。

続きまして、7の3です。調査日時、調査委員、立会人は同様でございます。資料のほうは21ページから24ページにかけてでございます。24ページの写真を御覧いただきますと、赤い線で囲ってあるところ、ここが町の所有地との境となっておるということです。現地のほうは宅地との間に側溝がありまして、そこが境界となっておるようです。宅地の北側に畑が少しばかり残っておりますが、その部分は残して、宅地部分を分筆するというための申請ということになっておるようです。現在も所有者がお住まいになっております。

以上が7の1から3であります。

○小谷議長 取りあえず、1から3までの分で、現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたら、お願いします。

谷口推進委員。

○谷口推進委員 谷口です。今、山根委員の説明のとおりですので、よろしくお願いします。

○小谷議長 当日、立ち会った委員がおられますので、4番、谷口宏介委員。

○谷口委員 4番、谷口です。7番、山根委員の言うとおりで、補足はありません。

○小谷議長 ありがとうございます。

それでは、次の報告に行きたいと思います。続きまして、番号4から6について、5ページから7ページ、山根委員、お願いします。

○山根委員 7番、山根です。議案7の4号について説明をいたします。

調査日時は3月26日火曜日、13時32分から13時38分となっております。調査委員は田中代理、私、それから事務局の川崎さん、地区担当としまして、橋本委員も参加をいただいております。立会人として、申請人の代理人2人であります。

資料は25ページから40ページとなっております。天候が悪く、また、現地のほうも

足場が大変悪いということで、集落内におきまして写真並びに地形図等、資料を用いまして説明を受けております。

29ページ等の写真を見ていただきますと、現地の状況が分かるかと思います。登記地目は畑もしくは田となっておりますけども、昭和50年頃より耕作はしていないということで、現地、現況は山林となっているということでございます。その付近一帯がこのような状況ということであります。

それから、7の5号について説明をいたします。調査日時、調査委員、立会人は、先ほどと同様でございます。資料のほうは41ページから46ページとなっております。登記簿上は田となっておりますけども、昭和50年頃より耕作をしていないということで、現状は雑種地という判断になっておるようでございます。田として残すにも、畑として残すにも、状況が悪いということのようで、いずれの地目にも当てはまらないということで、雑種地という判断をされているかと思われます。

続きまして、7の6号について説明をいたします。調査日時、調査委員、立会人については、先ほどと同様でございます。資料のほうは47ページから94ページとなっております。登記簿上は田もしくは畑となっておりますが、三尾から香美町の御崎にかけて林道が走っております。その周囲といいますか、それに沿うように申請地番がございまして、一部が公衆用道路、または全部が公衆用道路となっているということでございます。現況に沿って調査がされているものと思われますので、特に問題はないかと思っておりますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○小谷議長 ありがとうございます。

それでは、現地確認の報告を終わります。

当日、同席された委員は、補足がありましたらお願いします。

9番、橋本委員。

○橋本委員 9番、橋本です。調査員の方がおっしゃったとおりです。否とする理由は全くありません。

○小谷議長 それでは、審議に入ります。番号1から6について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、番号2について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 質疑がないようですので、打ち切り、採決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、番号3について、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、5ページ、番号4について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 質疑がないようですので、打ち切り、採決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、番号5について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議がないようですので、質疑を打ち切り、採決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、6ページです、番号6について、質疑はありませんか。

○中野推進委員 ちょっとお尋ね。

○小谷議長 中野推進委員。

○中野推進委員 申し訳ないです、知らんもんですから。この今の番号6は、こうして今、既に、いつ頃、平成2年頃から道路になってますよということでありながら、今こうして

一括して上がってくるのは、何か理由があつてということになるんですか。あるいは、ほかにこういう例があるんですか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 今回、申請人のほうから非農地証明が上がってきた関係でございますが、町の地籍調査のほうが入っている地域になります。現況の地目に合致していない筆につきまして、こういった農用地の処理が必要ということで上がってきております。

○小谷議長 中野委員。

○中野推進委員 ということは、今後こういうのがずっと引き続いて出てくる可能性があるということですか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 以前にも、こういう案件ございましたけども、今後も地籍調査事業を進めていく中で、こういった案件は上がってくるということになります。

○小谷議長 番号6についての分、質疑はないようですので、御異議なしと認め、採決いたします。

番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 全員が賛成ということですので、本案は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議案第8号、農地法第3条の規定による農地等の権利移動許可申請承認についてを議題とします。

事務局の朗読を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） それでは、議案の8ページをお願いいたします。

議案第8号、農地法第3条の規定による農地等の権利移動許可申請が次のとおり提出されたので、認否の意見を求めます。

申請番号1、【議案内容説明】

続きまして、申請番号2、【議案内容説明】

続きまして、申請番号3、【議案内容説明】

続きまして、申請番号4、【議案内容説明】

以上でございます。

○小谷議長 朗読説明を終わりました。

本案は現地確認を実施しておりますので、現地確認委員の報告を求めます。

番号1について、7番、山根委員。

○山根委員 それでは、議案第8の1について、現地調査の報告をいたします。

調査日時は3月26日火曜日、13時10分から13時15分の間でございます。調査委員は、田中代理並びに私と事務局の川崎さん、それから、地区担当としまして橋本委員に参加をいただいております。立会人は譲受人、御本人様でございます。

1についてですが、資料の95から97のうち96ページを御覧いただきますと、浜坂三角の交差点から北へ約50メートル進んだ先の交差点を、さらに東に100メートルほど進んだ先の位置でございます。登記地目は田となっております、現地のほうですが、一部が倉庫になっております。倉庫の裏が畑になっておると。その残りの部分が全て田となっております、田の部分、畑の部分全てに作付をされているというような状況であります。譲受人の経営面積は1万3,000平米ほどでありますし、作業日数も150日以上ということであります。周囲との調和ということに関しましても、この部分は以前から譲受人の方が管理をされて、作付されているということで、特段の問題はないかと思えます。譲受人と譲渡し人の関係ですが、いどこに当たるということであります。今回、贈与によって譲受人の方に贈与されるということであります。報告は以上です。

○小谷議長 報告を終わります。

当日同席された委員として補足がありましたらお願いします。

9番、橋本委員。

○橋本委員 9番、橋本です。調査員さんがおっしゃったとおりでありまして、否とする理由が全くありませんので、お願いいたします。

○小谷議長 続きまして、番号2について、田中代理。

○田中委員 第8号の2、農地法第3条についてです。

調査日時は、同じく3月26日の15時30分から15時45分です。調査員は山根委員、私、事務局の川崎さん、それと岸根農業委員、坂本推進委員です。立会人として仲介者と申請代理人が来られました。

審議資料ですが、98ページから100ページでございます。受け人の方は、新温泉町の空き家バンクを探しておられて、98ページの図面ですが、桐岡公会堂の隣の家と畑を購入されました。大阪からの移住者で、本人は、少しの面積なので、野菜も作付したいと思っているということでした。以上で報告を終わります。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたらお願いします。

坂本推進委員。

○坂本推進委員 特にございません。

○小谷議長 当日同席された委員として、8番、岸根委員。

○岸根委員 補足はございません。

○小谷議長 続きまして、番号3について、海上の案件です。

これは、7番、山根委員。

○山根委員 7番、山根です。議案8の3について現地調査の報告をさせていただきます。

調査日時は3月26日火曜日、16時25分から16時31分までであります。調査員

は田中代理並びに私、それから事務局、川崎さん、地区の担当としまして田村委員、池成委員にも同席をいただいております。立会人は譲受人の御夫婦と、申請代理人にも立ち会っていただいております。位置についてですが、資料の101から103にかけてです。101ページで説明しますと、海上の公民館から約南に700メートル入ったぐらいのところに申請箇所があります。申請の地番について、390-1は5段ほどの段々があるような耕地でありまして、その上に少し離れて402番という土地がございます。いずれも耕作をされていると、適切に管理がなされているということが見てとれております。御夫婦ともに150日以上は作業に従事しておられるということでもありますし、地元の方でありますので、地域との調和についても全く問題はないものと思っております。以上で報告を終わります。

○小谷議長 ありがとうございました。

現地確認に立ち会った他の委員の方で、2番、池成委員。

○池成委員 2番、池成です。補足することはございません。

○小谷議長 3番、田村委員、そのほかありましたら。

○田村委員 3番、田村です。山根委員の言ったとおりでよろしいかと思います。

○小谷議長 続きまして、番号4について、7番、山根委員、報告をお願いします。

○山根委員 議案8の4について現地調査の報告をいたします。

日時は、同じく3月26日火曜日、16時35分から16時41分までとなっております。調査員、立会人は先ほどと同じでございます。現地のほうですけども、先ほどの8の3より少し北側に下ったところの道のすぐそばの土地でございます。登記簿上は田となっておりますけども、田としての作付はされておられないというような状況であります。草刈り等がされて、適切に管理はされているものと思います。譲渡し人から譲受人の方へ、かなり以前にあげるという形になっておったということで、既にもうその状況、所有の関係は以前から譲受人の方のものとなっているということでございまして、今回その財産を

きれいに整理しようということのために申請を出されたということでございます。受け人の方は県外の方でございますが、度々こちらのほうに帰ってきておられるということで、管理のほうもされる予定であろうかと思えます。もともと地区の方でありますし、特に問題はないのかなというふうに思っております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○小谷議長 現地確認に立ち会った他の委員で、2番、池成委員、補足がありましたら。

○池成委員 2番、池成です。山根委員の言うとおりで、特に補足することはございません。

○小谷議長 3番、田村委員。

○田村委員 山根委員のおっしゃるとおりで、別に補足等はありません。

○小谷議長 それでは、これより質疑に入ります。

番号1について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 質疑がないようですので、打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議なしと認め、採決いたします。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、番号2について、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 質疑がないようですので、打ち切り、採決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議なしと認め、採決いたします。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、番号3について。

谷口委員。

○谷口委員 4番、谷口です。資料のことなんですけども、8の3と8の4の受け人、渡し人がそれぞれ記載されてるんですけど、何か逆に書かれてたりとかして、ちょっとここは間違いなんじゃないかなと思うんですけども、正しくはどうあるのかというのを回答お願いします。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 申請番号3番と4番ですけれども、関連しておりまして、お二人の間で土地のやり取りというのが、過去にそういうお話があったということで、長年の期間を経まして、このたび思い出したということで、今回このような手続を、双方がそれぞれ土地の売買であったり、贈与であったり、そういった手続を今回行うということで、相続登記の関係がありまして、このような形で出されていますけれども、記載のとおりで間違いはございません。

○小谷議長 よろしいですか。

○谷口委員 大丈夫です。

○小谷議長 じゃあ、もう質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御異議なしと認め、採決いたします。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は、原案のとおり可決されました。

続きまして、番号4について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 御意見なしということで、採決に入ります。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は、原案のとおり可決されました。

次に10ページ。9ページちょっと飛ばせてもらいます、10ページの分で、番号4について、議案第9号、農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利移動許可申請承認について、申請番号4について、先に行いたいと思います。

事務局。

○事務局（川崎） 議案の10ページをお願いいたします。議案第9号です。農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利移動許可申請が次のとおり提出されたので、可否の意見を求めます。

申請番号4です。【議案内容説明】

以上でございます。

○小谷議長 番号4について現地確認の報告をお願いします。

田中代理。

○田中委員 田中代理です。調査報告を読みます。番号は、第9号の4、件名が第5条です。調査日時ですが、昨日、26日、16時10分から16時20分です。調査員は、山

根委員、私、事務局から川崎さん、それと、池成農業委員、田村農業委員です。立会人として、仲介者が来られました。

審議資料ですが、125ページから128ページを御覧ください。この土地は、平成30年度に農振の除外をしてありました土地で、以前から譲り受けるということを話していたそうです。現在、耕作はしていない農地で、受人の事務所の下にあり、この農地自体は絶壁にあり、隣地に接していなくて、下の農地にも影響がなく、排水等の問題もありませんでした。御審議のほどよろしくをお願いします。

○小谷議長 番号4についての現地確認が終わりました。

地元推進委員の補足がありましたら、お願いします。当日同席された委員の補足をお願いします。

2番、池成委員。

○池成委員 2番、池成です。特に補足することはございません。

○小谷議長 3番、田村委員。

○田村委員 特に補足はありません。

○小谷議長 それでは、質疑に入りたいと思います。番号4についての質疑はありませんか。

質疑がないようですので、打切り、採決、ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小谷議長 異議なしと認め、採決いたします。

番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手全員をもって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩を取ります。

〔休 憩〕

○小谷議長 それでは、休憩を解き、ただいまから、引き続き、9ページの議案第9号、農地法第5条の規定による農地等の転用のための権利移動許可申請承認についてを議題といたします。

事務局の朗読を求めます。

事務局。

○事務局（川崎） 議案の9ページをお願いいたします。議案第9号の農地法第5条の申請ということで、申請番号1でございます。【議案内容説明】。

続きまして、申請番号2、【議案内容説明】

続きまして、申請番号3、【議案内容説明】

以上でございます。

○小谷議長 朗読説明を終わります。

本案は、現地確認を実施しておりますので、現地確認委員の報告を求めます。

番号1について、田中代理。

○田中委員 田中です。第9号の1号、農地法第5条です。調査日時ですが、26日、昨日、14時20分から14時35分です。調査員は、山根委員、私、事務局より川崎さん、地元の谷口農業委員と、谷口推進委員です。立会人は受人です。

審議資料の107ページから113ページを御覧ください。この案件は、先ほどから言われているように、12月に申請された事案ですが、受人からの説明ですと、県からの指導で、一括に申請するようという指導を受けたということです。12月の農業委員会の申請では3棟ありましたが、今回は、さらに堆肥舎が含まれていました。この案件を伺いましたが、受人は、先ほど申しました県の指導に従っただけだと言っておりました。前回も始末書を添えるとの総会での承認でしたが、今回も同じような事案でした。御審議のほどよろしくお願いします。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたら、お願いします。

谷口推進委員。

○谷口推進委員 3番、谷口です。昨日の説明の状況では、先ほどから審議に出ておる堆肥舎が、このたびの支障になつたと思っております。始末書を書いている訳ですが、先に事を始めておられることは、誓約内容を尊重してもらわんと、この審議の場を軽視するというイメージになりかねないのではというふうに思っております。

それから、堆肥舎っていうことになれば、やはり近隣の農家の人の臭いとか、大雨とか台風で流れたときの心配があります。そういう関係で承諾印には苦勞されたんじゃないかということも考えられ、そういう心配を持って立会いをいたしました。以上です。

○小谷議長 現地確認に立ち会った、当日同席された、4番、谷口委員。

○谷口委員 4番、谷口です。堆肥舎の様子としては、仮設のブロックを置いて、そのブロックにパイプを出して、今、建てているという状態なようです。以上です。

○小谷議長 続きまして、番号2について、説明をお願いします。

田中代理。

○田中委員 9の2です。これも、農地法第5条で、調査日時ですが、同じく、昨日、14時35分から14時55分、調査員は、同じく、山根委員、私、事務局より川崎さん、地元の農業委員、谷口農業委員と、谷口推進委員です。立会人として、受人が立ち会っております。

審議資料ですが、114ページから120ページです。先ほどの件の隣の場所であります。今回、これが拡張されることによりまして、農業者、また、住民の生活環境に影響を及ぼさないかということのおそれがあつて、受人に、住民説明会を開きましたかと問いましたところ、法的にはその根拠がないので必要ないとあつて、事故があつたときには対処するとの答えでした。

他県のある畜舎の転用についてブログでみたことですが、生活環境や影響が及ぼすおそれがあつたために、事業者と住民との間に協定を成立したことによって、事業がうまく進み、後々、問題がなかった。このときの教訓として、そのブログを書かれた方は、農業委

員会で、また、農業会議で許可を出せば、県としては法的に拒否できるものではないと。いわゆる環境問題において、そこで、農業委員会が許可を出した場合には、住民がたとえ困っても、指導はできるけど、そこだけの権限はないというふうな書き方をされてました。

さらに、ある県の職員に聞いたことですが、県の補助事業なんかにおきましては、住民説明等の合意が、書類が必要ということが言っておられました。農地第5条申請手続についての一般基準の(2)ですね、周辺農地の被害防御措置が適切でない場合っていう部分がありますね。だから、これを回避するために、住民説明というのはしてほしいっていうことを言ったんですが、受人からは、先ほど言ってらした法的根拠はないというふうに言われました。以上が現地確認の報告です。

○小谷議長 現地確認の報告を終わります。

地元推進委員の補足がありましたら、お願いします。

谷口推進委員。

○谷口推進委員 昨日の状況では、本人が熱意を持って話された中身は、農村集落では、鳥とか牛とか豚とか、そういうのは当たり前だと、臭いがする。だから、私は、時代の流れで、そういうことに周辺住民が、昔と違って、農村集落だからといって、軽く流す時代は変わったんだというイメージを持ちました。やはり、近所に耕作に来るわけですから、気分よく耕作が本当にできるだろうか、そういうイメージを持たせてもらいました。以上です。

○小谷議長 当日同席された委員、4番、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 4番、谷口です。補足としましては、今回、近隣住民への状況についてということで、現状、対応を考えてるものとしては、汚水タンク2槽と、その中に微生物の分解酵素を入れるっていうのを新規に建てる畜舎の下に設置するとのことでした。以上です。

○小谷議長 続きまして、番号3について、田中代理。

○田中委員 第9号の3です。農地法5条です、これも。調査日時ですが、昨日、26日、

15時から15時15分です。調査員は、山根委員、私、川崎さん、それと、谷口農業委員と谷口推進委員です。立会人は受人です。

審議資料は、121から124ページです。現在も、申請の500平米ぐらいが埋まっております、駐車場として使っております。現在のその埋めたところは、農業経営基盤強化促進法で許可を得てるということでした。それで、今回は、一括して、5条で申請をするということでした。来年度、開催される大阪万博のお客さんをお呼び込んで、ひょうごフィールドパビリオンという体験型農業に参加してるので、大型バスの駐車場が確保したいと、今回申請したということです。現地との排水は、ブロックで仕切って、田畑に入らないようにということです。以上です。

○小谷議長 地元推進委員の補足がありましたら、お願いします。

谷口推進委員。

○谷口推進委員 今、田中委員の説明のとおりですけども、補足しますと、現在のものが、今まで言っとった農業経営基盤強化法っていうことで、大体、乗用車が15台ぐらい止めれる状態。恐らく、これも、今、5アールですから、既に、大体80センチ埋め立てておるところは5アールぐらい、これを倍にしたいと。ということは、乗用車が30台ぐらい止めれると。横のほうに大型トラクターと、トラクターの後ろにつける作業用、何ていいますか、アタッチメントで作業用につける、それは露天で置いてありました。心配されることは、トラクターとかそういうもの、露天で今、置いてあるですけど、多少、屋根がついたものを造れへんかどうかと。ちょっとそれを心配されました。以上です。

○小谷議長 当日同席された、4番、谷口委員、補足がありましたら。

○谷口委員 4番、谷口です。今回、補足としては、今回の申請が通った場合は、コンテナなど置いて、農業用倉庫も設置するということでした。以上です。

○小谷議長 それでは、質疑に入りたいと思います。

番号1について。

○橋本委員 9番、橋本です。

○小谷議長 はい。

○橋本委員 もう、結構やり取りしました。この件は、事後申請を常としておりますから、改めてこの場で許可の必要性は全くないと思います。今まで、結構済んでますから、議論は。

○小谷議長 ほかに意見等はありませんか。

○田村委員 ちょっと教えていただきます。

○小谷議長 どうぞ。

○田村委員 3番、田村です。もし、これ、許可が下りなかったら、どうなるのかな、ここで採択されなかったら。事務局、教えてほしいんだけど。

○小谷議長 事務局。

○田村委員 もう一回、ここで農業委員会が許可を得ない場合、許可っていうか、賛成をしない場合は、これは、県に送って、県の許可になるの。それとも、県へ送れないから、ここで終わりか。

○事務局（川崎） ここでは許否の意見を求めるということですので、出た結論というのは、添えて、県のほうには申達させていただきます。その後の取扱いは、県が判断されることですけれども、基本的には、5条の審査内容というのは自由裁量ではありませんので、許可基準に基づいて粛々と事務をされるというふうに思っています。

したがって、先ほどから申していますように、現地の判断、被害のあるなしに関わりますことは、農業委員さんがよく農地のことを御存じですので、そういった意見を添えて送るということになっていますので、先ほどから申しましたように、一般基準の、例え

ばどういうところに、仮にも否決の要素があるとかいうことであれば、そういう内容を添えて送らせてもらうのが適當ではないかというふうには考えています。

○橋本委員 9番、橋本です。

○小谷議長 はい、どうぞ。

○橋本委員 改めて、必要ないんだけど、解決の道は、早い話、全部、建物を撤去して、更地にして、最初から審議やり直すべきです。もう、それしかありません、解決の道は。結論、はっきりしております。これを認めてしまったら、農業委員会の姿勢が疑われます。しいては、農業委員の資質に関係します。こんな農業委員しかいないのかっていうことになります。このところははっきりしてください。考えてください、真剣に。一般から見たら、農業委員会のみならず、農業委員の姿勢とか知識、そんなところが問われますよ、これは。駄目ですよ、こんなこと。改めて、もう、これ以上議論する必要は、今までいっぱいやってるから、もう、改めて言いませんけど。県に対しての報告に引用してください。

○小谷議長 だから、先ほど言いました。ある程度、先ほどの文言については、県のほうに一筆入れて送りますという。

○橋本委員 分かりました。結構です。

○小谷議長 最終的には県の判断ですのでね、ここは、ここも確かにいろいろあるだろうけども、県も、オーケーするのか、拒否するのか、それは分かりません。今回は、県がある程度、ああしてくれ、こうしてくれというので、再度、提出はされたんだけどね。

いいですか。次、行きます。番号1については、御異議はもうありませんね。異議なしでよろしいですか。

番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。（発言する者あり）

中村委員、ちょっと退席されます。

【中村委員退室】

○中野推進委員 一つだけお尋ねしていいですか。

○小谷議長 どうぞ。

○中野推進委員 始末書の内容を読み上げていただけますか。

○事務局（原事務局長） 始末書の内容につきましては、この中では御説明はできないということになっておりますので、提出はあったということは申し上げますけども、中身につきましては、御説明はこの場ではできません。

○中野推進委員 そういうもんですか。

○小谷議長 ということで、表には出せないようです。

じゃあ、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 許可少数をもって、本案は、不許可相当という形で、県へ送付という形になります。

【中村委員入室】

続きまして、番号2について、異議はありませんか。

○事務局（原事務局長） 否決の意見書のほうに、皆さんの御意見を添える必要がありますので、そこのちょっと取りまとめをお願いできたらと思うんですけど。

○小谷議長 否決の。

○事務局（原事務局長） 意見ですね、御意見。

○小谷議長 否決の意見って、今まで出とる分が全部。

○事務局（原事務局長） それを、事務局のほうでまとめたらよろしいですか。

○小谷議長 皆さん、それでいいですね。改めて否決の理由、否決の理由というのは、今出た部分をまとめたものが否決理由ということですね。

○橋本委員 いいんじゃないですか、それで。

○小谷議長 いいですね、それで。

○事務局（原事務局長） その確認だけしていただいたら。

○小谷議長 番号2について、質疑はありませんか。

○橋本委員 1点だけ、すいません。どうぞ。

○谷口委員 いいですか、すいません。

○小谷議長 谷口委員。

○谷口委員 4番、谷口です。今回の審議資料の117ページの図面の話なんですけども、今回、この議題とは関係はないかもしれないんですが、現況の既存畜舎のところに堆肥舎が描かれてないんですけど、これはまた差戻しとかにはならないのかなってというのが気になって、今回、もし通ったとしても、ここの部分で、また、堆肥舎が描かれないよってことで、差し戻して、今回みたいなことになったら困りますんで、まず、ここがなくても大丈夫なのかを確認して、よければ、そのまま審議を進めるっていうことのほうがいいと思います。以上です。

○小谷議長　ということで、事務局、ここの堆肥舎の関係。

○事務局（原事務局長）　今回、先ほどの御意見ですけども、今回の申請時以外の部分の記載になりますので、本件の審議といいますか、審査には直接関係ないという認識です。

○谷口委員　であれば、問題ないと思います。

○小谷議長　じゃあ、引き続き、質疑はありませんか。

○橋本委員　9番、橋本です。

○小谷議長　9番、橋本委員、どうぞ。

○橋本委員　申請書をまだ直接見たわけじゃないんですけど、さっき、田中代理が言われたように、環境問題を言われたんだけど、環境に配慮するような書類は入ってますか、申請書に。

○小谷議長　事務局。

○事務局（川崎）　申請人のほうからは、各種、例えば法令であつたりとか、そういったところの届出の調整であつたりとか、その分の対応などにつきましては、そういう書類というのは、別途提出されております。

○小谷議長　よろしいですね。

○橋本委員　ずばり言いますと、近隣地域に対する配慮とか、説明してとか、あるいは近隣地域の区長とか、承諾をもらったのか、その具体的なものは入ってますか。

○小谷議長　事務局。

○事務局（川崎） 先ほどの現地調査の報告にもありましたけども、同意書の書類を取っているんですけども、近隣への迷惑のあった場合だったりとか、その責任の解決、責任の生じた場合の対応というのは、同意書のほうにそういった文言を添えた上で同意のほうをいただいております。

○小谷議長 澤田委員。

○澤田推進委員 すみません。後学のために教えていただきたいです。前、1番が2, 200平米、それで、2番が1, 800平米ということで、これ、両方、許可になった場合、これ、開発行為、要するに、3, 000平米以上の開発行為っていう関係があるんですけども、その辺の考え方を少しお聞かせいただいていたほうがいいかなと思って、今後のために。

○小谷議長 谷口委員。

○谷口推進委員 関連ですけども、この説明資料の117ページ、今建つとる建物以外に、結構細長い建物が、新規計画が2棟出ておりますね。その下流にも、田んぼを分けてくれんかというような話も出とるようです。我々が考えとるより大規模な考えが何かあるかなと私は感じます。それで、地元の区長さんや耕作者の話だけで済まずに、やはり町として、商工会とか、農協とか、あらゆる面の意見を聞く必要があるんじゃないかと。やはり、農村の行事でブレーキかけるわけじゃないんですけども、やはり臭いがする、やはりイメージが来るという関係で、各種団体の意見も聞く必要はあるんじゃないかと思います。以上です。

○小谷議長 今後の参考の意見ということで、事務局にお聞きしたい。

○中村委員 ちょっと。

○小谷議長 中村委員。

○中村委員 5番、中村です。参考までに、悪臭というのが、昔は公害で、悪臭法の違反で取締りができとったんですけど、昭和49年か50年ぐらいに、それが、悪臭法というのが廃止になってね、悪臭やからちょっとええかげんにしてくれと言ったことがあるんです。臭いには罰則がないから好きなようにしたらええやろという意見で追い返されたという話を聞いてます。昔は、悪臭で、警察は取締りをしよったんですけどね。その法律がなくなったわけやから。これは参考までですよ。

○小谷議長 ほかに、もう御意見ありませんか。
事務局。

○事務局（川崎） ひようご農林機構が発行してる、皆様にもお配りしているテキストのほうを確認すると、農業地域区内の開発行為ということでございますけれども、この今回の申請地につきましても、農振法に基づきまして、用途区分変更をされた上で畜舎を建てられるということですが、その関係で、今、転用の関係の法令一覧というところを見ているんですけども、転用許可に係る開発行為は許可不要というふうに記載されております。

また、それから、ただいま中村委員からありましたように、例えば堆肥の関係でいきましたら、臭いに関係する法令はあるんですけども、転用等に関しましては、その辺りの関連というのは記載されていませんので、実際、現実問題として、堆肥の量が著しく多くて、環境に著しい状態が出るというようなことでしたら、そういった法律での取締りとなるというふうに思いますけれども、転用目的の申請段階では、対策の確認はしますが、それ以上のことまではしていないというのが現状でございます。

○橋本委員 あと1点。

○小谷議長 どうぞ。

○橋本委員 9番、橋本です。分かれば教えてください。経営規模の拡大についてですが、飼育の数はどのぐらいでしたかいね。

○田中代理 昨日の報告では飼育数の規模は聞いております。

○橋本委員 いずれにしても倍以上ですね。続いて、もう1点。先ほどの続きね。議長。

○小谷議長 どうぞ。

○橋本委員 9番、橋本です。私の勘違いかもしれませんが、前回、3筆の田んぼの売買の件で、買って、購入して、飼料米を作るとかいうこと、現地調査のときに言っていなかったですかいね。その話がちょっと出た気がするんですね、飼料米を作るんだと。今になってみたら、これ、畜舎を建てるって言ってんだけど、どうなってんですかね。

○小谷議長 池成委員。

○池成委員 2番、池成です。たしか前回行ったときに、現地調査のときにそういう話を確実にされてましたけどね。飼料米を作ると。

○橋本委員 ここでね。全然違います、話が。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） ただいまの3条申請の関係ということでございますけれども、そういう事例というのはあるようでございまして、兵庫県の農業会議のほうに見解のほうを聞いております。前回の3条のときに、その当時にそういう計画でしますということで、申請を出されて、それを、現地調査の結果、確認した上で総会を通過してしまったものに関しましては、それは、もう致し方ないのではということでした。申請段階でそういう計画だったのなら。農業会議からはそういう返答であります。ですので、逆に言いますと、申請段階のときに、申請の書類をつけていますけども、その内容が虚偽だとか、あるいはそういうふうな形で見ることはできないということで、出されたものに対して審議して、調査をして確認を行うということですので、その後の事情の変更につきましては、正直なところどこまで求めていいのか、県の農業会議としても遡及してどうこうっていう話になる

のか、はっきりとは言えないと。以上です。

○橋本委員 いや、前回の3条の売買のとき、それならば、5条申請すべきだったんです、最初から、そんなことだったら。あまりにも期間が短いじゃないですか。いいですよ、もういいです。答え要りません。もう採決してください。

○小谷議長 今の意見も参考にして。よろしいですね。

じゃあ、中村委員、退出されますか。

【中村委員退室】

じゃあ、番号2について、原案のとおり、御意見はもうありませんね。（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、採決いたします。

番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手が少数のため認められませんので、否決という形になりました。

続きまして、それでは、番号3について。

【中村委員入室】

では、これより質疑に入ります。番号3について、質疑ありませんか。

○橋本委員 9番、橋本です。

○小谷議長 橋本委員。

○橋本委員 この件について、転用であります、転用の理由と必要性って書かれてるじゃないですか。これ、転用の重要な問題ですから、転用理由と転用の必要性、これ、出てますか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 転用目的としては、先ほど、現地調査の結果ということで、代理のほうも言われましたけれども、今後、県の関係で大阪万博を見据えたフィールドパビリオンの指定地になってるということで、来客が見込まれるということ。それから、近隣にあります自社の従業員の駐車スペースが手狭になってきているなどということでございます。

○橋本委員 9番、橋本です。この件、申請は3,000平米のうちの1,000平米を駐車場、農業用倉庫に充てるってということなんだけれども、仮に、これが許可になった場合は、この田んぼの地目、3,000メートル全体が非農地になりますか、それとも、1,000平米だけが非農地として登記できますか。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 今回、3,000平米のうち1,000平米の転用ということでございますので、登記までするということになりますと、その1,000平米分を分筆をかけた後ではないと、登記というのはいけないというふうに認識しております。

○橋本委員 今ので疑問がありますから、これ、許可になって、3,000平米全体を非農地にする可能性はありませんか。分筆しないって。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 分筆の予定は伺ってないんですけれども、先ほど橋本委員のほうからの質問もありましたように、実際、現地としましては、この埋立てにより現況は雑種地になってしまいますので、分筆してしまうと、雑種地に登記上は変更することは可能というふうに思います。その辺りは県の農業会議にも見解を聞いたんですけれども、ただ、あくまでも農振法の規制がかかっていますので、今回の申請された内容でしか農地は使えないということ聞いてますので、仮に、登記地目としまして雑種地に変わったとしましても、

利用の形態といたしましては、今回の申請をいただいた内容でしか使えないということで、農振法としてはきちんと規制をかけてますということは、農業会議のほうに確認しております。

○小谷議長 橋本委員。

○橋本委員 今の部分ね、いや、結論よう分からなかったんだけど、要するに、これ、単純に許可したら、3,000平米を、くどいようですが、非農地登記をすることができるんですね、要するに。許可は、これ、結局3,000平米に対して許可を与えることになりやしませんか。これ、1,000平米で許可するんですか、それとも、限定的に。そうなってくると、やっぱり分筆手続をしてもらわんと話になりませんわ、これ。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 同じお答えになってしまうんですけども、あくまで3,000平米のうち1,000平米を転用ということですので、全体を、この決定を見て、全筆を地目を変えるというのは、手続としてはできないというふうに考えております。分筆をして、1,000平米分というぐらいは、地目を変えることは可能だと思いますけれども、3,000平米全部を地目を変えてしまうというのは、分筆をかけない限りできないというふうに考えています。

○橋本委員 これ、仮に許可になったとした場合に、法務局の登記手続に、農業委員会が1,000平米に限定しとるという文言を付与した上で許可を与えるんですか、それとも、漠然と3,000平米に対して許可を与えるんですか、そのこのとこ。

○小谷議長 事務局。

○事務局（川崎） 失礼いたします。転用の許可としましては、1筆の3,000平米のうちの1,000平米を転用許可するという許可証が下ります。

○橋本委員 1, 000平米って文言入るんですね、要するに。

○事務局（川崎） 入ります。3, 000平米を丸ごとを転用するという許可証ではなくて、この申請のとおり、3, 000平米のうちの1, 000平米をこの転用目的で利用しますという、そういう許可証に内容になりますので、3, 000平米丸々は転用の対象になるわけじゃなくて、1筆の3, 000平米のうちの1, 000平米が転用の対象となるということです。許可証のほうにもそれは明記されます。

○橋本委員 いや、登記するんだったら、分筆手続をした上で登記しなきゃならんということになるわけですね、そのどこ。まあ、いいです。

○小谷議長 いいですか。

○橋本委員 これね、さっき言った万博に関連してやるという趣旨ね、これ、万博に関連して、バスとかの駐車のための転用だということだったですね、趣旨は。違いますか、合ってますね。主な趣旨はね。そのために大きい場所が必要だと、今まで以上に場所が必要なんだということでよろしいですな。そうすると、万博が終了した後は、これ、無駄になりますわ。恒久転用は絶対認められませんわ。我々農業委員会は、開発とかそういうことを支援する機構じゃないんですよ。農地を守るということ。できるだけ農地を守る。これは使命ですよ、農業委員会の。不要な転用は避ける。転用する場合は、もう、さっき言ったように、転用の必要性があって、もう、やむを得ないなというときに限って転用が認められるんです。農業委員会はそういう役目を背負ってるんです。不必要な転用は認めない。これ、大事です。一時転用でいいんですよ、期間限定の。恒久転用する理由は全くありません。私は否決理由だと思います、これが一番大きな。

○小谷議長 事務局。

○事務局（原事務局長） 今回の転用の目的といたしまして、先ほどからしゃべっておりますけども、大阪万博を見据えたフィールドパビリオンで来られるお客さん用の駐車場というのが一つ、あと、従業員の駐車場も手狭になってきたということ。あと、農業用倉庫

という用途もありますので、その辺のバランスが内訳としてどうなっとなるかというのは、ちょっと将来的なところも見据えてということになります。いずれにしても一時転用と手続を比較したときに、正式な転用のほうが適切といいますか、今回、適当だということで申請されてるというふうに理解しております。

○橋本委員 何度も言います。不必要な転用は農業委員会として避けるべきである。極力、農地は農地として守っていく、これです。ただ、万博が過ぎてしまえば、この大きな駐車場は要らなくなってしまう。だから、一時転用にすればええわけですよ、期間限定して転用すればいいです。この恒久的な転用は、私は絶対認められないと、そう思います。

○小谷議長 というような意見が出てますが、どないですか、皆さん。

○谷口委員 いいですか。

○小谷議長 どうぞ。

○谷口委員 4番、谷口です。橋本委員の意見のその一時転用についてなんですけど、見た感じ80センチ埋め立てるぐらいなことを言ってたんで、あそこは現況回復が多分できないんで、一時転用はちょっと難しいんじゃないかなとは思いますが。あそこ、やるとしたら、本当に。一時転用で出すならっていうだけで、これが適正かどうかとは、また別の話なんですけど、もし一時転用をするというのはちょっと難しいんじゃないかなというのが現地を見た感じの意見です。

○小谷議長 というような意見、それぞれ出ました。もう意見はよろしいですね。

○橋本委員 もう採決でいいじゃないですか。

○小谷議長 まだありますか、意見。よろしいですか。

じゃあ、もう御異議なしと認め、採決いたします。

番号3についての質疑はなしと認め、採決に入りたいと思います。

番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○小谷議長 挙手多数によって、本案は、原案のとおり可決されました。

1、2については否決相当という形で、県のほうに再度送って、県の判断を仰ぐという形に問います。

○小谷議長 その他です。

じゃあ、日程第4、その他に入ります。その他については、もう休憩中に行いたいと思いますので、これより暫時休憩いたします。

〔休 憩〕

○小谷議長 その他、もうよろしいですね。

じゃあ、その他、もう特にないようですので、休憩を解き、会議を開催いたします。

これで本日の日程は全て終了しました。次回は4月25日で、時間が9時からということになりますので、間違いのないようによろしくをお願いします。

それと、総会上で出たいろいろな業務上知り得た中身については、外で出さないようにということだけはよろしくお願いします。

以上で、本日の総会は終了いたします。本日は御苦労さまでした。